⑿　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。⑿及び次号ヘ⑿において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　第二条の規定による指定若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　精神の機能の障害により適格格付機関の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者（同法第二条第四十五項に規定する投資運用関係業務受託業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）であった法人が同法第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が金融商品取引法第五十二条第一項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった個人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であった個人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であった個人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整